

北里大学病院長職務権限規程

昭和 46 年 4 月 1 日制定
平成 15 年 5 月 1 日改正
平成 27 年 4 月 1 日改正
平成 28 年 7 月 1 日改正
平成 28 年 10 月 1 日改正
2019 年 12 月 20 日改正

(病院長の地位、職務権限)

第1条 北里大学病院長（以下「病院長」という。）は理事会の構成員として、本法人全般の運営に参画するとともに、理事長より権限の委譲を受け、病院の人事・教育・研究・診療に係る諸活動を推進するために必要な病院運営に関する一切の業務を総理する。

- 2 病院長は医学部長をはじめ医療系各学部長、各研究科長等と連携し、病院における医療の教育・研究活動の円滑な運営にあたる。
- 3 病院長は第1項に定める諸活動を推進するため、所属職員及び教員の病院における医療活動のすべてを統括する。
- 4 病院長は経営会議、部科長会、大学病院拡大臨床教授会を招集し、議長となるとともに経営会議の審議事項については、議事録を作成し理事長に報告する。
- 5 病院長は毎年度、病院の事業計画案・人員計画案・予算案を策定し、理事長に提出するとともに決定された事業計画、人員計画、予算について、その履行に関し委譲された権限と責任を有する。
- 6 病院長は、毎年度、年度終了後に当該年度に係る業務報告書を理事長に提出する。
- 7 病院長の決裁権限は別に定める。

(病院長の選任)

第2条 病院長は、別に定める病院長候補者の選考に関する規程に基づき候補者を選出した後、理事会において決定される。

(病院長の任期)

第3条 病院長の任期は3年とする。ただし、重任を妨げない。任期中の退任は理事会の承認を要する。

(病院長代理)

第4条 病院長不在又は事故あるときは、副院長（診療担当）がその職務を代理する。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、経営会議の議を経て理事会において決定する。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程を北里大学病院長の選任および職務権限規程から北里大学病院長職務権限規程に改める。

2 この規程は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (北学総第2019-09100号)

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日をもって、規程の名称を「北里大学病院長・相模原総括病院長職務権限規程」から「北里大学病院長職務権限規程」に変更する。